

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年9月15日
【計算期間】	第1期（自 平成21年6月19日 至 平成22年6月15日）
【ファンド名】	楽天日本株トリプル・ベア
【発行者名】	楽天投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大島 和隆
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川四丁目12番3号
【事務連絡者氏名】	佐藤 淳
【連絡場所】	東京都品川区東品川四丁目12番3号 品川シーサイド 楽天タワー 23F
【電話番号】	03-6717-1900
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、わが国の株価指数を対象とした先物取引（以下「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用することで、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね3倍程度反対となることを目指して運用を行ないます。

当ファンドは、投資対象である本邦通貨建の短期公社債ならびに金融商品および株式等へ直接投資を行ないます。また、株価指数先物取引を積極的に活用します。その投資成果は収益分配金、一部解約金、償還金として、受益者に支払われます。



信託金限度額

受益権の信託金限度額は、1,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「追加型投信／国内／株式／特殊型」に分類されます。ファンドの商品分類は、以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単 位 型 追 加 型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資 産 複 合	インデックス型 特 殊 型 (ブル・ベア型)

なお、当ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後の追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型 (ブル・ベア型)	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。
-----------------	--

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株 式 一 般 大 型 株 中 小 型 株 債 券 一 般 公 債 社 債 その他債券 クレジット属性 () 不 動 産 投 信 そ の 他 資 産 (株価指数先物取引) 資 産 複 合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年 1 回 年 2 回 年 4 回 年 6 回 (隔月) 年 12 回 (毎月) 日 々 そ の 他 ()	グ ロ ー バ ル 日 本 北 米 欧 州 ア ジ ア オ セ ア ニ ア 中 南 米 ア フ リ カ 中 近 東 (中東) エ マ ー ジ ン グ	ブ ル ・ ベ ア 型 条 件 付 運 用 型 ロ ン グ ・ シ ョ ー ト 型 / 絶 対 収 益 追 求 型 そ の 他 ()

なお、ファンドが該当する各区分（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 (株価指数先物取引)	目論見書または投資信託約款において、主として株価指数先物取引に投資する旨の記載があるものをいいます。なお、組み入れる資産そのものは株価指数先物取引ですが、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「株式」となります。
年 1 回	目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。

商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

主として株価指数先物取引を利用し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね 3 倍程度反対となることを目指して運用を行ないます。

株価指数先物取引（※）を活用し、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の日々の値動き（日々の騰落率）の概ね3倍程度反対となることを目指して運用を行ないます。

※利用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。

イメージ図



出所：楽天投信投資顧問

※上図は、当ファンドの運用のイメージを説明するためのものであり、実際の運用状況を保証するものではありません。

●投資方針

わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。

株価指数先物取引の売建額が、原則として投資信託財産の純資産総額の概ね3倍程度となるように調整を行ないます。

ただし、追加設定、解約等による純資産総額の大幅な増減の影響等のため上記のような運用が困難と判断した場合、概ね3倍程度とは異なる一時的な調整を行なうことがあります。

利用する株価指数先物の取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。

追加設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として当日中に株価指数先物取引により対応します。ただし、資産が純増する場合で、その額が当日の純資産額を超えている（純資産が倍増以上となる）場合は、原則としてその超過分は翌営業日に対応します。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

!! 株式市場が下落 ⇒ 基準価額が大きく上昇
!! 株式市場が上昇 ⇒ 基準価額が大きく下落

●基準価額の変動について

当ファンドは、日々の基準価格の値動きがわが国の株式市場の日々の騰落率に対して概ね3倍程度反対となることを目指して運用を行ないます。

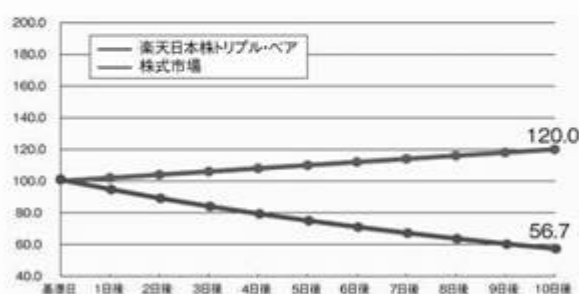
そのため、複数の営業日にわたる期間でみた場合には、当ファンドの基準価額の騰落率は、わが国の株式市場の日々の騰落率に対して概ね3倍程度反対となりません。

①株式市場が一方向的に上昇した場合

前日との騰落率の比較では、「株式市場」の騰落率に対して、当ファンドの基準価額は概ね3倍程度となっています。

しかし、基準日と10日後を比較すると「株式市場」の騰落率が+20.0%であるのに対し、当ファンドの基準価額は-43.3%となっており、株式市場の3倍程度の値動きとなっていません。

このように、2日以上離れた日との比較では、必ずしも3倍程度とはなりません。



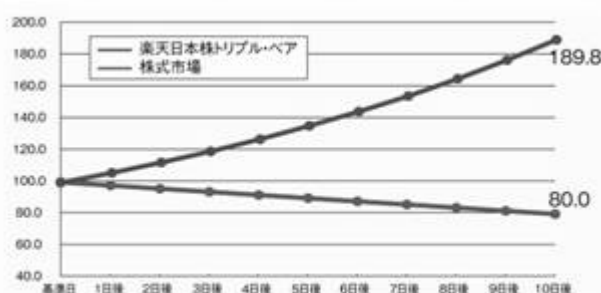
出所：楽天投信投資顧問

②株式市場が一方向的に下落した場合

前日との騰落率の比較では、「株式市場」の騰落率に対して、当ファンドの基準価額は概ね3倍程度となっています。

しかし、基準日と10日後を比較すると「株式市場」の騰落率が-20.0%であるのに対し、当ファンドは+89.8%となっており、株式市場の3倍程度の値動きとなっていません。

このように、2日以上離れた日との比較では、必ずしも3倍程度とはなりません。



出所：楽天投信投資顧問

③株式市場が±10%の範囲で上昇・下落を繰り返した場合

株式市場が上昇・下落をしながら動いた場合には、基準価額は押し下げられることになります。

2日後、4日後、6日後、8日後、10日後において、「株式市場」は基準日と同じ100であるにもかかわらず、当ファンドの基準価額は、それぞれの時点において100以下となっています。

このように、株式市場が上昇・下落を繰り返した場合には、当ファンドの基準価額は、時間の経過とともに押し下げられることとなります。



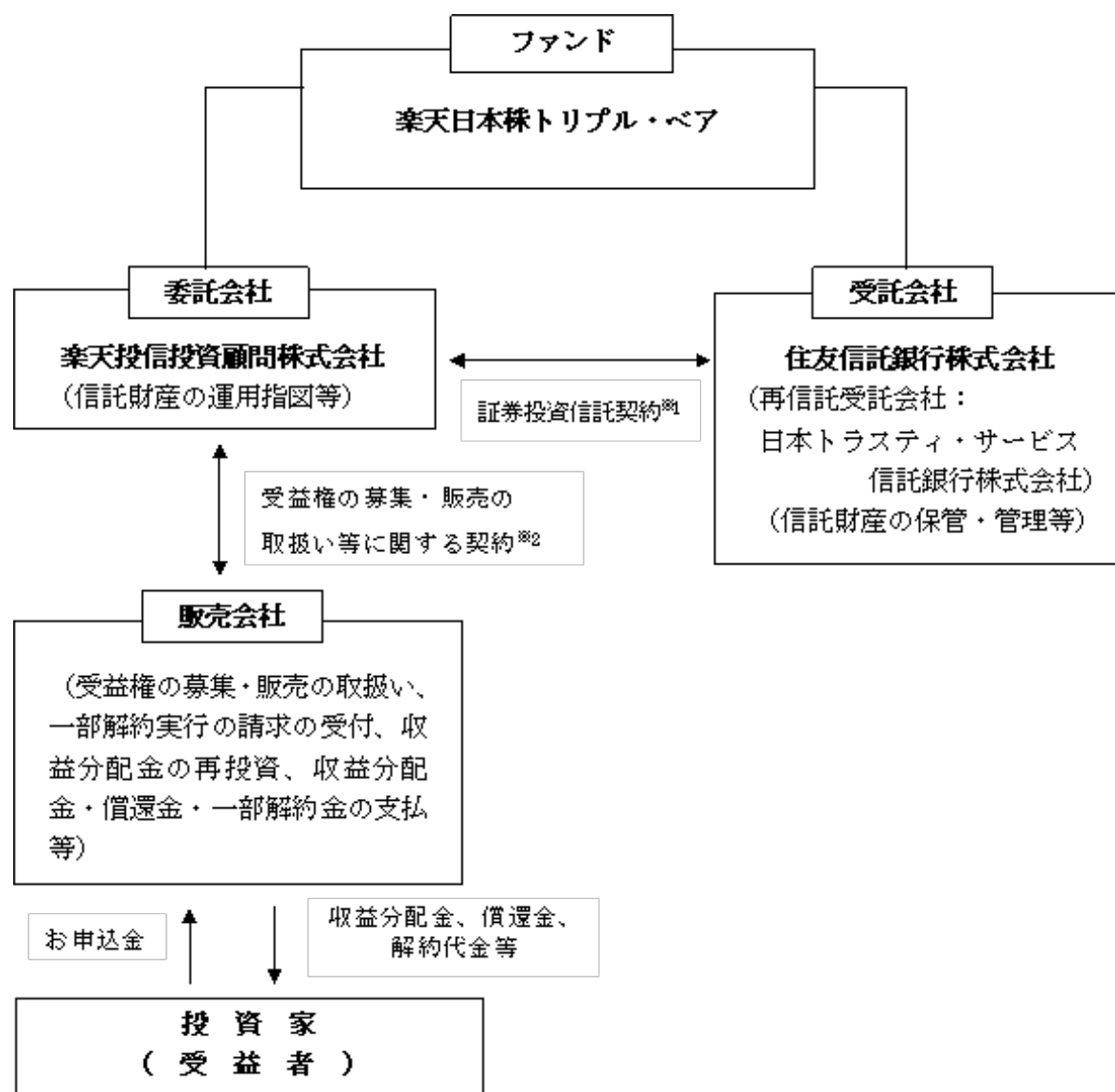
※各表およびグラフは、基準日を100として、国内の株式市場全体の値動きと各ファンドの基準価額の値動きの関係をわかりやすく説明するために例示およびイメージ化したものであり、実際の値動きとは異なります。株式市場やファンドの基準価額の値動きを示唆、保証したものではありませんのでご注意ください。

(2) 【ファンドの沿革】

平成21年6月19日 投資信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 「証券投資信託契約」

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投

資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容等が含まれています。

2「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容等が含まれています。

委託会社の概況

イ．資本金の額（平成22年7月末日現在）

資本金 150百万円

ロ．会社の沿革

平成18年12月28日：「楽天投信株式会社」設立

平成20年1月31日：金融商品取引業者登録〔関東財務局長（金商）第1724号〕

平成21年4月1日：株式会社ポーラスター投資顧問と合併、
商号を「楽天投信投資顧問株式会社」に変更

ハ．大株主の状況（平成22年7月末日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
楽天株式会社	東京都品川区東品川 四丁目12番3号	13,000 株	100 %

2【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

当ファンドは、わが国の株価指数を対象とした先物取引（以下「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用することで、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね3倍程度反対となることを目指して運用を行ないます。

運用の方法

イ．主要投資対象

わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。

ロ．投資態度

（a）わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。

なお、わが国の株式を組入れる場合があります。

（b）株価指数先物取引の売建額が、原則として投資信託財産の純資産総額の3倍程度となるように調整を行ないます。ただし、追加設定、解約などによる純資産総額の大幅な増減の影響等のため上記のような運用が困難と判断した場合、3倍程度とは異なる一時的な調整を行なうことがあります。

（c）利用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。

（d）追加設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として当日中に株価指数先物取引により対応します。ただし、資産が純増する場合で、その額が当日の純資産総額を超えている（純資産が倍増以上となる）場合は、原則としてその超過分は翌営業日に対応します。

（e）当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

主な投資制限

イ．株式への投資割合には制限を設けません。

ロ．新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産

総額の20%以下とします。

ハ．投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ニ．同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

ホ．同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ヘ．同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

ト．デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

チ．外貨建資産への投資は行ないません。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- １．有価証券
- ２．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
- ３．金銭債権
- ４．約束手形

ロ．次に掲げる特定資産以外の資産

- １．デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利
- ２．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

イ．委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証券
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- ９．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）
および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ロ. 委託会社は、信託金を、上記イ. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ハ. 上記イ. の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記ロ. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

先物

- イ. 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ

- イ．委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

- ・「運用会議」は、経済環境や市場動向等を調査・分析したうえで、運用方針を検討します。
- ・「投資政策委員会」は、代表取締役社長の管理・監督の下、「運用会議」で検討された運用方針を審議し、運用計画を決定します。
- ・運用部は「投資政策委員会」で決定された運用計画にしたがって運用を実行します。
- ・コンプライアンス部は、法令等、投資信託約款および社内規定等の遵守状況の確認を行ないます。

■運用会議 …毎週開催

- ・運用部による直近の運用状況報告と投資環境分析をもとに当面（向こう1週間）の具体的な運用方針を検討します。
- ・運用部、業務部、コンプライアンス部で構成します。

**■投資政策委員会 …毎月開催**

- ・直近1ヶ月間の運用結果の評価と当面の投資環境に関する分析をもとに翌月の運用計画を検討し決定します。
- ・代表取締役社長を議長とし、担当役員、運用部長、業務部長、コンプライアンス部長、主要運用担当者と構成します。

**■運用部**

- ・投資政策委員会の決定した月次の運用計画にしたがい、ファンド毎に定められた運用の基本方針および法令諸規則に則って運用を実行します。

**■コンプライアンス委員会**

- ・ファンドの運用成果の評価および運用にかかるリスクの分析・管理を行います。また、ファンドの運用成果、リスクの状況および法令等の遵守状況について、原則として月1回開催、取締役会に報告します。
- ・代表取締役社長、担当役員、運用部長、業務部長、コンプライアンス部長で構成します。

運用体制は平成22年7月末現在のものであり、今後、変更になる場合があります。

当社では、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の防止を目的として「内部者取引管理規程」「コンプライアンス・マニュアル」等の社内諸規則を設けております。また、「投資信託の運用の基本方針」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

（４）【分配方針】

ファンドの収益分配は、毎決算時（毎年6月15日の年1回、ただし、休業日にあたる場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

イ．分配対象額の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ．分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

ハ．留保益の運用方針

収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行ないます。

受益者の収益分配金は税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

* 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

（５）【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

イ．株式への投資割合

株式への投資割合には制限を設けません。

ロ．新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ．投資信託証券への投資割合

委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ニ．同一銘柄への投資割合

（a）委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（b）委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（c）委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ホ．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行ないません。

ヘ．投資する株式等の範囲

（a）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（b）上記（a）の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ト．信用取引の指図範囲

（a）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

（b）信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1．投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2．株式分割により取得する株券
- 3．有償増資により取得する株券

4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

チ．有価証券の貸付けの指図および範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) 上記（a）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

リ．公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- (b) 上記（a）の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（b）の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 上記（a）の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支払われます。

ヌ．資金の借入れ

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は投資信託財産中から支払われます。

ル．利害関係人等との取引等

- (a) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利

害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- (b) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- (c) 委託会社は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託会社、その取締役、執行役および委託会社の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および第4項に規定する親法人等または子法人等を含みます。）または委託会社が運用の指図を行なう他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託会社の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- (d) 上記(a)(b)(c)の場合、委託会社および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

法令に定める投資制限

- イ．委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行ない、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ロ．委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドの主なリスクおよび留意点

当ファンドは、公社債や株式等値動きのある証券に投資し、主として株価指数先物取引を積極的に活用します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家の皆様には、当ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただきますようお願いいたします。

イ．株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて下落するリスクをいいます。当ファンドは、株価指数先物取引の売建額が、原則として投資信託財産の純資産総額の3倍程度となるように調整を行ないますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は日々非常に大きく変動します。したがって、株式市場が上昇した場合にはその影響を受け当ファンドの基準価額が大きく下落し、株式市場が下落した場合にはその影響を受け当ファンドの基準価額が大きく上昇することになります。また、当ファンドが投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少することがあり、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

ロ．金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があります、債券市場のほかに株式市場を通じて当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

ハ．信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ニ．流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドにおいて特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ホ．目標とする投資成果が達成できないリスク

株価指数先物取引を活用するため、主として以下の要因などにより目標とする投資成果が達成できない場合があります。また、これらの場合以外にも、目標とする投資成果が達成できない場合があります。

株価指数先物取引と株式市場全体の値動きが一致しない場合

運用資金増減に対応するために行なった株価指数先物取引の約定価格と終値に差が生じた場合

株式市場の大幅な変動や急激な変動などにより先物取引が成立せず、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合

先物の限月交代に対応する場合のロールオーバー・コストの発生

株価指数先物取引のロールオーバー（短い限月の取引を決済し、より長い限月の取引へ乗換える）時に発生する売買手数料等のコスト負担や限月間の価格差（スプレッド）が基準価額に影響すると考えられます。

キャリー・コストの影響

また、通常のファンドと同様、主として以下のような要因などによっても、運用目標が達成できない場合があります。

追加設定、解約などによる運用資金の大幅な増減の影響

売買委託手数料、信託報酬、監査報酬等のコスト負担

ヘ．投資方針にしたがった運用ができないリスク

主として以下のような状況が発生した場合、上記の「投資方針」にしたがった運用ができない場合があり、その結果、目標とする投資成果が達成できないことが想定されます。また、これら以外にも、投資方針にしたがった運用ができない場合があります。

先物市場において取引規制が行なわれた場合

運用資金（ファンドの純資産総額）が少額の場合

委託証拠金の水準が一定以上に引き上げられた場合

株式市場の大幅な変動や急激な変動などにより先物取引が成立せず、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合

ト．その他の留意点

（a）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

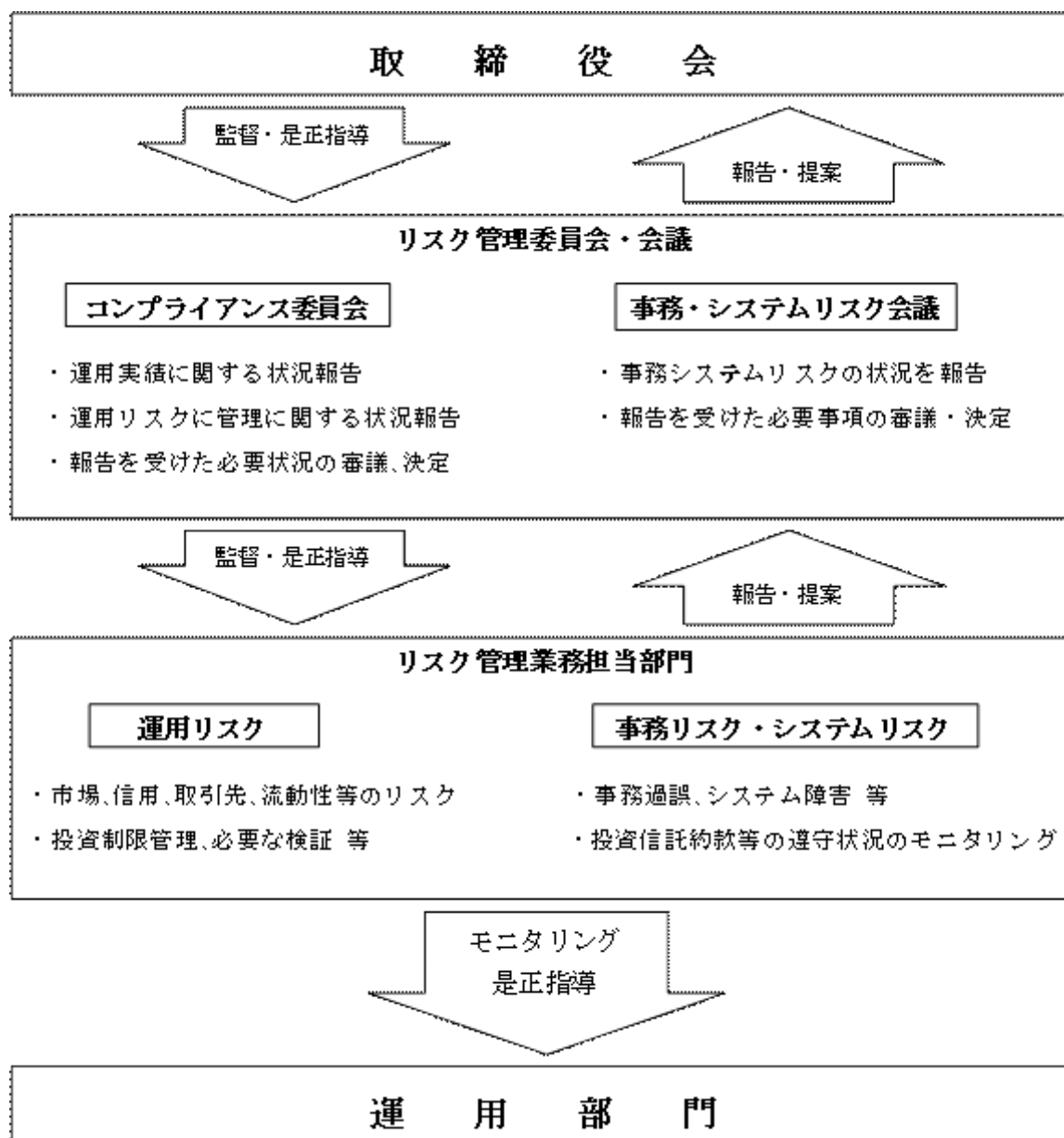
（b）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行なわれないことがあります。また、投資信託

財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

- (c) 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (d) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被り基準価額が下落する可能性があります。

投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



* 全社的なリスク管理

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行なっています。法令諸規則等の遵守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて取締役会に報告されます。

また、コンプライアンス部は各種リスク（運用リスク、事務システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告やリスクの低減に係る施策などの構築を行なっています。

* パフォーマンス評価の分析とリスク管理

コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクにかかわる評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に応じて運用部および業務部に原因の究明と是正指導を行なうなど、適切な管理・監督を行ないます。

* 法令諸規則等の遵守状況のモニタリングとリスク管理

コンプライアンス部は、投資信託財産の運用等についての法令諸規則や投資信託約款等の遵守状況のモニタリングを行ないます。その結果はコンプライアンス委員会に報告され、必要な場合は運用部および業務部に是正指導を行なうなど、適切な管理・監督を行ないます。

* 上記体制は、本書提出日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」^１または「償還前乗換え」^２により、当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社毎に異なりますので、詳しくは各販売会社へお問い合わせください。

- １「償還乗換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。
- ２「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

信託財産留保額はありません。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.9765%（税抜年0.9300%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬に係る委託会社、受託会社および販売会社の間の配分は次の通りになります。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.6300% （税抜 0.6000%）	0.3150% （税抜 0.3000%）	0.0315% （税抜 0.0300%）	0.9765% （税抜 0.9300%）

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期間終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）に当該終了日までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了日までに計上された金額を投資信託財産中から支弁するものとします。

また信託報酬に係る消費税等および地方消費税に相当する額は、信託財産中から支弁します。

* 税率は、平成22年7月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料）は受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

投資信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料等、当該売買委託手数料等に係る消費税等に相当する金額は、投資信託財産の中から支弁します。

投資信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は投資信託財産の中から支弁します。

* その他の手数料については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。また、費用の合計額は、保有期間や運用の状況等に応じて異なります。

手数料等につきましては、下記照会先にお問い合わせください。

委託会社のお問合せ先 楽天投信投資顧問株式会社 お客様窓口：電話番号 03 - 6717 - 1900 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス： http://www.rakuten-toushin.co.jp

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者の場合

1) 収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、確定申告を行ない、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

2) 一部解約金・償還金の取扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。

上記1) および2) の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日より、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

3) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行なうことにより上場株式の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から

差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

法人の受益者の場合

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金及び一部解約金・償還金の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、上記の税率は、平成24年1月1日より、15%（所得税のみ）となる予定です。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含みません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社ごとに個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は、当該支店ごとに個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、「（4）収益分配金の課税について」をご参照ください。）

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、1) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成22年7月30日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	299,920,000	50.82
内 日本	299,920,000	50.82
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	290,215,731	49.18
純資産総額	590,135,731	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引（売建）	1,896,470,000	321.36
内 日本	1,896,470,000	321.36

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成22年7月30日現在)

	銘柄名 地域	種類 業種	額面金額(円)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	利率(%) 償還日	投資 比率 (%)
1	1 1 2 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.97 99,970,000	99.98 99,980,000	- 2010/9/6	16.94%
2	1 2 0 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.97 99,974,400	99.97 99,970,000	- 2010/10/12	16.94%
3	1 2 2 国庫短期証券 日本	国債証券 -	100,000,000	99.97 99,974,100	99.97 99,970,000	- 2010/10/18	16.94%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別比率

投資有価証券の種類	投資比率(%)
国債証券	50.82%
合計	50.82%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（平成22年7月30日現在）

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額 （円）	評価金額 （円）	投資比率 （％）
株価指数 先物取引	日本	日経225先物 （22年9月限）	売建	199	1,912,234,600	1,896,470,000	321.36%

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注2）株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配等、原則に準ずる方法で評価しています。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年7月30日現在および同日前1年以内における各月末営業日および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		1口当たりの純資産額	
	（分配落） （円）	（分配付） （円）	（分配落） （円）	（分配付） （円）
設定時 （平成21年6月19日）	8,899,516	-	1.0000	-
平成21年7月末日	122,135,156	-	0.8051	-
8月末日	194,537,764	-	0.7688	-
9月末日	236,634,013	-	0.8252	-
10月末日	313,784,566	-	0.8350	-
11月末日	327,227,473	-	1.0062	-
12月末日	560,626,940	-	0.6819	-
平成22年1月末日	772,435,214	-	0.7454	-
2月末日	560,238,113	-	0.7421	-
3月末日	797,648,321	-	0.5474	-
4月末日	1,048,717,508	-	0.5454	-
5月末日	442,353,479	-	0.7565	-
第1計算期間末 （平成22年6月15日）	464,457,860	464,457,860	0.7284	0.7284
6月末日	525,744,993	-	0.8293	-
7月末日	590,135,731	-	0.7641	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金 （円）
第1期	0.0000

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	27.2

（注）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。なお、収益率は小数第2位を四捨五入しています。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1期	5,986,940,572	5,349,337,067	637,603,505

（注）当初申込期間中の設定数量は8,899,516口です。

（参考情報）

2010年7月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



基準価額	7,641 円
純資産総額	590 百万円

※第1期において分配金を支払っていないため、「分配金再投資基準価額」を表示していません。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配金の推移（10,000 口当たり、税引前）

決算期	第1期 2010年6月15日	設定来累計
分配金	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

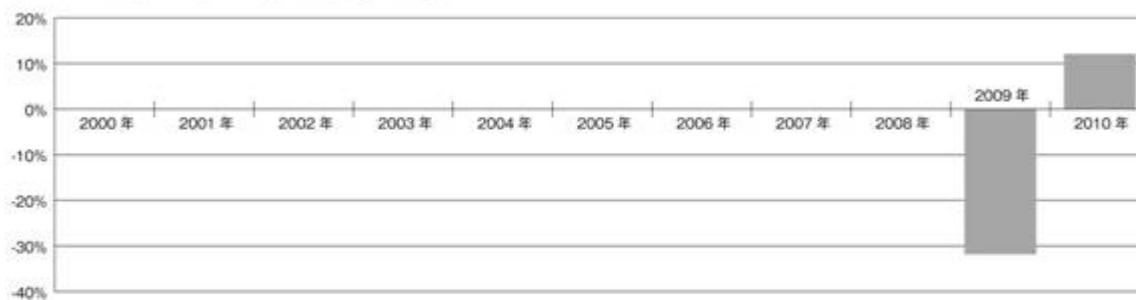
主な資産の状況

資産別構成	投資比率
株式	0%
公社債	51%
短期金融資産他	49%
純資産総額	100%
株式先物	290%

※組入比率は、純資産総額に対する各資産の評価額の比率です。
※株式先物は、日経225先物ほかです。

年間収益率の推移（暦年ベース）

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2009年は設定日(6月19日)から年末、2010年は7月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ．取得申込者は、販売会社毎に定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額で購入することができます。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設の上、申込金額に手数料および当該手数料に係る消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

ロ．取得申込みの受付けは、原則として営業日の午後2時45分以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。

ハ．「楽天日本株トリプル・ブル」または「楽天ブルベア・マネープール」との間において、スイッチングと同様のお取扱いが可能です。

スイッチングと同様のお取扱いとは、「楽天日本株トリプル・ブル」または「楽天ブルベア・マネープール」をご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後2時45分までに、当ファンドの取得申込を行なう場合をいいます。

スイッチングと同様のお取扱いにより各ファンドを買い付ける場合は、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額で取得することができます。スイッチングと同様のお取扱いについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチングと同様のお取扱いができる対象ファンドの同コースへ、「分配金再投資コース」の場合はスイッチングと同様のお取扱いができる対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。

スイッチングと同様のお取扱いの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。（詳しくは「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。）

ニ．当ファンドが行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託会社は、当該取得の申込みを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消することができます。

- 1．委託会社が、当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会が行なわれないこと、もしくは停止されたことによりその翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
- 2．委託会社が、当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
- 3．「楽天日本株トリプル・ブル」または「楽天ブルベア・マネープール」が次に該当することとなった場合

一部解約の実行の請求の受付を中止したときまたは既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消したとき

ホ．委託者は、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、当ファンドの取得の申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取消することができます。

ヘ．上記ニ．またはホ．により取得の申込みの受付けが中止された場合でも、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

2【換金（解約）手続等】

イ．受益者は、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、受付けは原則として営業日の午後2時45分以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。また、投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

- ロ．受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ハ．委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- 二．一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。一部解約に関して課税対象者に係る所得税および地方税に相当する金額が控除されます。なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

委託会社のお問合せ先 楽天投信投資顧問株式会社 お客様窓口：電話番号 03-6717-1900 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス： http://www.rakuten-toushin.co.jp

- * 基準価額につきましては、上記の委託会社のホームページ、または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただける基準価額及び一部解約の価額は、前日以前のもとなります。
- ホ．一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- ヘ．当ファンドが行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、以下の各号に該当する場合は、委託会社は、この投資信託契約の一部解約の実行の請求受けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求受けを取消することができます。
- 1．当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会が行なわれないときもしくは停止されたとき
 - 2．当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき
 - 3．「楽天日本株トリプル・ブル」または「楽天ブルベア・マネープール」が次に該当することとなった場合
受益権の取得申込の受け付けを中止したときまたは既に受付けた取得申込の受け付けを取消したとき
- ト．委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
- チ．上記ヘ．またはト．により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記二．の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、委託会社（下記の照会先を参照。）また

は販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として、翌日付の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社のお問合せ先
 楽天投信投資顧問株式会社
 お客様窓口：電話番号 03-6717-1900
 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp>

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資対象	評価方法
株価指数先物取引	原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段等または最終相場で評価
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） 価格情報会社の提供する価額
株式	原則として基準価額計算日の取引所の終値で評価

（２）【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成24年6月15日までとします。ただし、一定の条件により信託期間を延長または繰上償還する場合があります。

（４）【計算期間】

計算期間は、原則として毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

（５）【その他】

１）信託の終了（繰上償還）

イ．委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

- a 受益者の解約により純資産額が3億円を下回ることとなった場合。
- b 繰上償還することが受益者のために有利であると認めたとき。
- c やむを得ない事情が発生したとき。

ロ．この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。

ハ．委託会社は、監督官庁よりこの信託約款の解約の命令を受けたとき等には、下記「書面決議」の手続きは適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

ニ．繰上償還を行なう場合は、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出します。

２）信託約款の変更等

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

は、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができるものとします。

信託約款の変更または併合を行なう際は、あらかじめ委託会社はその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

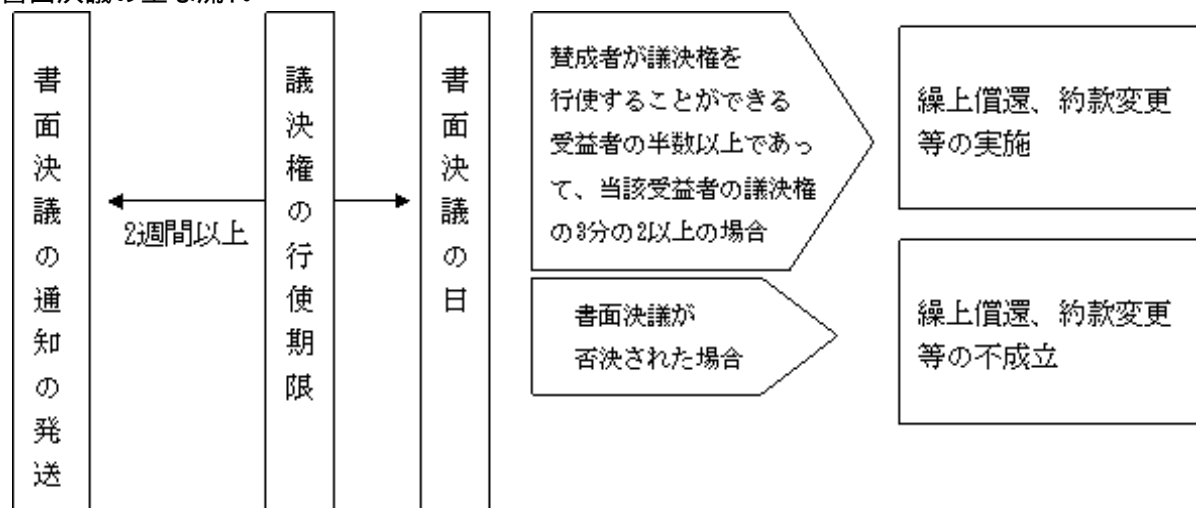
- ロ．委託会社は、上記イの変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合について、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付し、書面決議を行ないます。
- ハ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、下記「書面決議」の規定にしたがいます。

この投資信託約款は、上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

3) 書面決議

- イ．繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して委託会社は書面決議を行ないます。あらかじめ、書面決議の日、内容、理由等を定め、決議の日の2週間前までに受益者に対して書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を行ないます。
- ロ．受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成したものとみなします。
- ハ．書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ニ．繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- ホ．当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合に係る他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- ヘ．当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

< 書面決議の主な流れ >



4) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

5) 投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期間末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託

会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときは最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

6) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記の「2）信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。

ロ．委託会社が新受託会社を選任することができないとき、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

7) 公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.rakuten-toushin.co.jp>

なお、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とします。

8) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

9) 投資信託約款に関する疑義の取扱い

投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めま

す。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記載されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。当該収益分配金交付表と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、償還日（償還日が休業日にあたる場合には、その翌営業日。）から起算して4営業日目）から、販売会社の営業所等にて償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払われます。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の末梢の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(3) 一部解約（換金）の請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、4 営業日目から受益者に支払います。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 1) 信託の終了」、または投資信託約款の変更「同 2) 信託約款の変更等」を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成21年6月19日から平成22年6月15日まで）の財務諸表について、太陽ASG有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

楽天日本株トリプル・ペア

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 平成22年6月15日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	289,879,927
国債証券	299,930,000
前払金	54,870,000
流動資産合計	644,679,927
資産合計	644,679,927
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	45,875,000
未払金	103,689,300
未払解約金	25,844,875
未払受託者報酬	108,503
未払委託者報酬	3,256,477
その他未払費用	1,447,912
流動負債合計	180,222,067
負債合計	180,222,067
純資産の部	
元本等	
元本	637,603,505
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	173,145,645
（分配準備積立金）	20,612,410
元本等合計	464,457,860
純資産合計	464,457,860
負債純資産合計	644,679,927

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 平成21年6月19日 至 平成22年6月15日
営業収益	
受取利息	199,594
有価証券売買等損益	78,200
派生商品取引等損益	94,408,740
営業収益合計	94,686,534
営業費用	
受託者報酬	141,632
委託者報酬	4,251,520
その他費用	2,176,475
営業費用合計	6,569,627
営業利益又は営業損失（ ）	88,116,907
経常利益又は経常損失（ ）	88,116,907
当期純利益又は当期純損失（ ）	88,116,907
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	67,504,497
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,722,496,723
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,722,496,723
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,916,254,778
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,916,254,778
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	173,145,645

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期 自 平成21年6月19日 至 平成22年6月15日
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2 . デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期 平成22年6月15日現在
1 . 1期首元本額	8,899,516円
期中追加設定元本額	5,978,041,056円
期中一部解約元本額	5,349,337,067円
2 . 計算期間末日における受益権の総数	637,603,505口
3 . 2元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は173,145,645円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期 自 平成21年6月19日 至 平成22年6月15日
-----	-------------------------------------

1 . 1分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（51,276円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（20,561,134円）、投資信託約款に規定される収益調整金（149,349円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は20,761,759円（1口当たり0.032562円）であります。分配は行っておりません。
---------------	--

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第1期 自 平成21年6月19日 至 平成22年6月15日
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しております。
2 . 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券のほか、株価指数先物を保有しています。当該金融商品は金利変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。
3 . 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っております。
4 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第1期 自 平成21年6月19日 至 平成22年6月15日
1 . 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。

2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引等関係に関する注記に記載しております。 (3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 コールローン等の金銭債権及び未払金等の金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
------------	---

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期 平成22年6月15日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	15,400
合計	15,400

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

種類	第1期 平成22年6月15日 現在		
	契約額等 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引 先物取引 売 建	1,184,230,000	1,230,000,000	45,770,000
合計	1,184,230,000	1,230,000,000	45,770,000

（注）1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 平成21年6月19日 至 平成22年6月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、当該事項はありません。

（１口当たり情報）

	第1期計算期間 平成22年6月15日現在
1口当たり純資産額	0.7284円
（1万口当たり純資産額）	（7,284円）

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 （ 円 ）	評価額 （ 円 ）	備考
国債証券	1 1 2 国庫短期証券	100,000,000	99,970,000	
	1 1 4 国庫短期証券	100,000,000	99,970,000	
	9 7 国庫短期証券	100,000,000	99,990,000	
国債証券合計		300,000,000	299,930,000	
合計		300,000,000	299,930,000	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成22年7月30日現在）

項 目	金額または口数
資産総額	607,048,011円
負債総額	16,912,280円
純資産総額（ - ）	590,135,731円

発行済数量	772,289,052口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.7641円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替期間の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（1）投資信託受益証券の名義書換

受益者は、委託会社がやむをえない事情等による受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の債発行の請求を行なわないものとします。

（2）受益者名簿

該当事項はありません。

（3）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替えの申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるように通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（7）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益件で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（8）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替期間等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約請求の受付、解約金に予備償還金の支払等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成22年7月末日現在）

資本金	150百万円
発行する株式の総額	30,000株
発行済株式の総数	13,000株

* 最近5年における資本金の額の推移

平成18年12月28日	50百万円
平成19年 9月10日	75百万円
平成20年 7月10日	150百万円
平成22年2月25日	225百万円
平成22年3月29日	150百万円

（2）会社の意思決定機構

・取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任します。

取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときなどは、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行ないます。

・監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監査を行ないます。

（本書提出日現在）

（3）運用の意思決定プロセス

投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針を決定します。

運用部は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。

運用部のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用に係る諸規則等に基いて、ポートフォリオを構築・管理します。

運用に関するパフォーマンス分析・評価および法令等遵守状況のモニタリング・リスク管理につ

いては、運用部門から独立したコンプライアンス部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用を実現できる体制の維持に努めます。

2【事業の内容および営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行なっています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言・代理業務を行なっています。

平成22年7月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	8本	5,840百万円
合 計	8本	5,840百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第3期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第4期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、清新監査法人の監査を受けております。

また、第4期事業年度の会計期間（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		第3期 (平成21年3月31日現在)		第4期 (平成22年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			325,041		361,227
前払費用			—		833
未収委託者報酬			—		5,638
未収運用受託報酬			—		3,293
未収収益			—		2,100
その他			2,985		6,346
流動資産合計			328,028		379,438
固定資産					
有形固定資産	1		7,456		13,350
建物		5,107		8,981	
器具備品		2,349		4,368	
無形固定資産			841		1,630
ソフトウェア		841		1,630	
投資その他の資産			4,569		3,061
長期前払費用		4,569		3,061	
固定資産合計			12,868		18,043
資産合計			34,896		397,481

		第3期 (平成21年3月31日現在)	第4期 (平成22年3月31日現在)
--	--	-----------------------	-----------------------

区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			1,871		4,809
未払金	3		9,156		92,500
未払費用	3		—		9,678
未払法人税等			883		2,589
リース債務			—		441
賞与引当金			—		1,840
流動負債合計			11,912		111,859
固定負債					
リース債務			—		1,323
固定負債合計					1,323
負債合計			11,912		113,182

		第3期 (平成21年3月31日現在)		第4期 (平成22年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			150,000		150,000
新株申込証拠金	2		200,000		—
資本剰余金			150,000		629,716
資本準備金		150,000		400,000	
その他資本剰余金		—		229,716	
利益剰余金					
その他利益剰余金			171,015		495,416
繰越利益剰余金		171,015		495,416	
株主資本合計			328,984		284,299
純資産合計			328,984		284,299
負債・純資産合計			340,896		397,481

(2) 【損益計算書】

		第3期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		第4期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬		903		13,786	
運用受託報酬		—		16,751	
その他営業収益	2	—		24,000	
営業収益合計			903		54,538
営業費用					
支払手数料		3,057		6,006	

広告宣伝費		—		6,861	
通信費		16,802		25,421	
協会費		1,810		2,354	
営業費用合計			21,669		40,644
一般管理費	1・3		92,718		250,603
営業損失			113,484		236,709
営業外収益					
受取利息		239		117	
雑収入		—		1,200	
その他		0		—	
営業外収益合計			239		1,317
営業外費用					
株式交付費		561		1,390	
雑損失		—		25	
人員調整費用		1,041		1,425	
営業外費用合計			1,602		2,840
経常損失			114,847		238,231
特別利益					
投資有価証券売却益		—		420	
特別利益合計					420
特別損失					
固定資産除売却損	4	2,963		4,960	
事務所移転費用		6,070		—	
特別損失合計			9,033		4,960
税引前当期純損失			123,881		242,772
法人税、住民税及び事業税			265		950
法人税等調整額			—		-
当期純損失			124,147		243,722

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第 3 期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第 4 期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	75,000	150,000
当期変動額		
新株の発行	75,000	175,000
減資	—	175,000
当期変動額合計	75,000	—
当期末残高	150,000	150,000
新株式申込証拠金		
前期末残高		200,000
当期変動額		
新株の発行	200,000	200,000
当期変動額合計	200,000	200,000

当期末残高	200,000	—
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	75,000	150,000
当期変動額		
新株の発行	75,000	175,000
減資	—	75,000
当期変動額合計	75,000	250,000
当期末残高	150,000	400,000
その他資本剰余金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
合併による増減額	—	229,716
当期変動額合計	—	229,716
当期末残高	—	229,716
資本剰余金合計		
前期末残高	75,000	150,000
当期変動額		
新株の発行	75,000	175,000
減資		75,000
合併による増減額	—	229,716
当期変動額合計	75,000	479,716
当期末残高	150,000	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	46,867	171,015
当期変動額		
当期純損失	124,147	243,722
合併による増減額	—	180,679
減資	—	100,000
当期変動額合計	124,147	324,401
当期末残高	171,015	495,416
利益剰余金合計		
前期末残高	46,867	171,015
当期変動額		
当期純損失	124,147	243,722
合併による増減額	—	180,679
減資	—	100,000
当期変動額合計	124,147	324,401
当期末残高	171,015	495,416
株主資本合計		
前期末残高	103,132	328,984
当期変動額		
当期純損失	124,147	243,722
新株の発行	350,000	150,000

合併による増減額	—	49,037
当期変動額合計	225,851	44,685
当期末残高	328,984	284,299
純資産合計		
前期末残高	103,132	328,984
当期変動額		
当期純損失	124,147	243,722
新株の発行	350,000	150,000
合併による増減額	—	49,037
当期変動額合計	225,851	44,685
当期末残高	328,984	284,299

重要な会計方針

第 3 期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第 4 期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。 建物 8～18年 工具器具備品 3～20年 また、取得価格が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。 (会計方針の変更) 親会社の会計方針に合わせるため費用処理していた一括償却資産を当中間会計期間より資産計上しております。 この変更による損益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)での定額法によっております。 (3) 長期前払費用 長期前払費用については、均等償却によっております。	1. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産除く） 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。 建物 10～18年 器具備品 3～20年 また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。 (2) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法によっております。 (3) 無形固定資産 定額法によっております。 ただし、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 (4) 長期前払費用 定額法によっております。
2. 繰延資産の処理方法 株式交付費 支出時に費用処理しております。	2. 繰延資産の処理方法 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

3. 引当金の計上基準 —	3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。 (2) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項 消費税等の処理方法 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の処理方法 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

第3期 (平成21年3月31日現在)	第4期 (平成22年3月31日現在)
1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 686千円 器具備品 2,127千円	1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 2,433千円 器具備品 5,765千円
2 新株申込証拠金 発行株式数 4,000株 資本増加の日 2009年4月1日 資本準備金に受入れられる額 100,000千円	2 新株申込証拠金 —
3 関係会社に対する資産及び負債のうち、区分掲記されたもの以外の各科目に含まれている金額は、以下のとおりであります。 未払金 6,140千円	3 関係会社に対する資産及び負債のうち、区分掲記されたもの以外の各科目に含まれている金額は、以下のとおりであります。 未払費用 4,379千円

(損益計算書関係)

第3期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第4期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1 役員報酬の範囲 取締役 年額 30,000千円 監査役 年額 10,000千円	1 役員報酬の範囲 取締役 年額 200,000千円 監査役 年額 30,000千円
2 関係会社に対する主な取引高 —	2 関係会社に対する主な取引高 営業取引による取引高 営業収益 その他営業収益 24,000千円
	3 一般管理費のうち主要なもの 役員報酬 41,499千円 給与・手当 81,752千円 減価償却費 4,877千円 賞与引当金繰入額 1,840千円
	4 固定資産除売却損内訳 建物 1,516千円 器具備品 321千円 その他 3,121千円

(株主資本等変動計算書関係)

第 3 期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)					第 4 期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)				
1. 発行済株式に関する事項					1. 発行済株式に関する事項				
株式の 種類	前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末	株式の 種類	前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末
普通株式	3,000株	3,000株	—	6,000株	普通株式	6,000株	7,000株	—	13,000株
(注) 普通株式の発行済株式数の増加3,000株は、新設 ファンドの運用開始にあたり財務基盤の強化を図 るため。					(注) 普通株式の発行済株式数の増加7,000株は、株主割 当増資による新株の発行であります。				
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					2. 自己株式に関する事項 同左				
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					3. 新株予約権等に関する事項 同左				
4. 剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。					4. 剰余金の配当に関する事項 同左				

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引関係

第 3 期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

第 4 期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっ
ているもの)

リース資産の内容

有形固定資産(器具備品)

主として、カラーデジタル複合機であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針の「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。

(金融商品関係)

第 4 期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

追加情報

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び
「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10
日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。当社では保有する金融資産・負債か
ら生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っておりま
す。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。

未払金、未払法人税等につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

（千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1)現金・預金	361,227	361,227	—
(2)未収委託者報酬	5,638	5,638	—
(3)未収運用受託報酬	3,293	3,293	—
(4)未収収益	2,100	2,100	—
資産計	372,258	372,258	—
負債			
(1)未払金	92,500	92,500	—
(2)未払法人税等	2,589	2,589	—
負債計	95,089	95,089	—

注）１．金融商品の時価算定の方法

資産

(1)現金・預金 (2)未収委託者報酬 (3)未収運用受託報酬 (4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と類似していることから、当該帳簿価格によっております。

負債

(1)未払金 (2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と類似していることから、当該帳簿価格によっております。

（有価証券関係）

第３期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第４期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第３期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第４期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第3期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

退職金（人員調整費用）1,041千円

第4期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

退職金（人員調整費用）1,425千円

（ストック・オプション関係）

第3期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第4期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第 3 期 (平成21年3月31日現在)	第 4 期 (平成22年3月31日現在)
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産) 繰越欠損金 68,654 千円 一括償却資産 321 千円 未払事業所税 84 千円 未払事業税 256 千円 繰延税金資産小計 69,317 千円 評価性引当金 69,317 千円 繰延税金資産合計 — 千円 繰延税金資産の純額 — 千円	(繰延税金資産) 繰越欠損金 480,874 千円 一括償却資産 111 千円 未払事業所税 173 千円 未払事業税 669 千円 賞与引当金 748 千円 その他 606 千円 繰延税金資産小計 483,184 千円 評価性引当金 483,184 千円 繰延税金資産合計 — 千円 繰延税金資産の純額 — 千円
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因
(%) 法定実効税率 40.69 (調整) 住民税均等割 0.21 評価性引当金の増減 40.69 その他 0.00 税効果会計適用後の法人税率の負担率 0.21	当事業年度は、税引前当期純損失のため、記載しておりません。

（関連当事者との取引）

第３期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

関係当事者との重要な取引はありません。

第４期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都品川区	7,477 (2010年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	—	兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い及び事務代行の委託等	投資情報に関する業務受託	24,000	未収収益	2,100

注）１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．投資情報に関する業務受託については、情報の重要性、有用性、及び希少性等を勘案し総合的に決定しております。

（１株当たり情報）

第３期 (自平成20年4月1日至平成21年3月31日)		第４期 (自平成21年4月1日至平成22年3月31日)	
１株当たり純資産額	21,497円45銭	１株当たり純資産額	21,869円20銭
１株当たり当期純損失	23,975円57銭	１株当たり当期純損失	23,690円70銭
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純損失	124,147千円	当期純損失	243,722千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純損失	124,147千円	普通株式に係る当期純損失	243,722千円
期中平均株式数	5,178.08株	期中平均株式数	10,287.67株

（企業結合等関係）

第３期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第４期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

共通支配下の取引等関係

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業

名称 楽天投信投資顧問株式会社（当社）

平成21年4月1日付けで「楽天投信株式会社」から社名変更いたしました。

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業

被結合企業

名称 株式会社ポーラスター投資顧問

事業の内容 投資助言・代理業

(2) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式

(3) 結合後企業の名称 楽天投信投資顧問株式会社

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社は成長著しい資産運用ビジネスの分野において資産運用会社としての総合力を強化し、高いレベルでの競争力を備えることによって運用力・商品提供力を一層強化することを目的として、平成21年4月1日をもって投資助言・代理業を営む「株式会社ポーラスター投資顧問」を吸収合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理しています。

(重要な後発事象)

第3期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(1) 平成21年3月26日の臨時株主総会の決議により合併しております。

目的	合併により営業基盤の安定と強化を図ります。
合併する相手会社名称	ポーラスター投資顧問株式会社
合併の方法	吸収合併
合併比率	1：0
増加すべき資本準備金	229,716千円
増加すべきその他利益剰余金	180,679千円
相手会社の主な事業内容	投資顧問業および投資一任契約に係る業務
相手会社の規模（平成21年3月期）	売上高 63,536千円 当期純損失 12,135千円 資産 124,911千円 負債 75,874千円 純資産 49,037千円
合併の時期	平成21年4月1日午前0時

(2) 平成21年2月23日の取締役会の決議により増減資にかかる下記の承認がされております。

< 増資 >

- ・ 発行する募集株式数 : 普通株式 4,000株
- ・ 募集方法 : 株主割当
- ・ 募集株式の払込金額 : 1株につき金50千円
- ・ 増加する資本金の額 : 金100,000千円
- ・ 増加する資本準備金の額 : 金100,000千円
- ・ 申込期間 : 平成21年3月18日～平成21年3月25日
- ・ 払込期日 : 平成21年4月1日午前0時
- ・ 資金の用途 : 合併に伴い経営体質の強化を図るため

< 減資 >

会社法第447条第3項に基づき、上記株式発行と同時に資本金を減少しております。

- ・ 資本金の減少方法 : 資本金のみ減資（資本準備金の減少はありません）
- ・ 減少する資本金 : 100,000千円
- ・ 資本金減少の効力発生日 : 平成21年4月1日午前0時

第4期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）および（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）および（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社)	住友信託銀行 342,037百万円 (日本トラスティ・ サービス信託銀行 51,000百万円)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成22年6月末日現在

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日：平成12年6月20日

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
楽天証券株式会社	7,477百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
光世証券株式会社	12,000百万円	
ジャパン・ウェルス・マネジメント証券株式会社	2,551百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
スターツ証券株式会社	500百万円	
東武証券株式会社	420百万円	
ニュース証券株式会社	877百万円	
ばんせい山丸証券株式会社	1,558百万円	
ひびき証券株式会社	500百万円	
ひまわり証券株式会社	2,450百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
丸八証券株式会社	3,251百万円	
リーディング証券株式会社	1,670百万円	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794百万円	
株式会社新生銀行	476,296百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

* 平成22年6月末日現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・基準価額の計算などを行ないます。なお、投資信託財産の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行に委託することができます。

(2) 販売会社

当ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、投資信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当該計算期間開始から本有価証券報告書提出日までの間に、当ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、後記の通り提出されています。

書類名	提出年月日
臨時報告書	平成21年10月1日
半期報告書	平成22年3月18日
有価証券届出書の訂正届出書	平成21年10月1日 平成21年11月5日 平成22年3月18日 平成22年6月30日

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

楽天投信投資顧問株式会社
(旧社名 楽天投信株式会社)
取締役会 御中

清新監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 石 渡 信 行

代表社員
業務執行社員 公認会計士 西 村 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社（旧社名 楽天投信株式会社）の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象（1）に記載されているとおり会社は平成21年4月1日付で株式会社ポーラスター投資顧問を吸収合併しました。

また重要な後発事象（2）に記載されているとおり増資及び減資を行っております。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年8月11日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田 芳 幸 印
--------------------	-------	----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋 藤 哲 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天日本株トリプル・ベアの平成21年6月19日から平成22年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天日本株トリプル・ベアの平成22年6月15日現在の信託財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年7月15日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 芳 幸 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 齋 藤 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の作成基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。